

(3) 堅牢な建物等に資本的支出をした場合の減価償却の取扱い(所基通 49-48 の 2)

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した堅牢な建物等について資本的支出を行った場合で、所得税法施行令第 127 条第 2 項(前記(1)①の特例)を適用したときには、その後の償却費は、次により計算します。

すなわち、法定耐用年数の 30%に相当する年数による償却費の計算は、資本的支出をした後の未償却残高がその資本的支出額を取得価額に加算した金額の 5%相当額に達した後でなければ行うことはできません。

① 所令第 127 条第 2 項を適用した後の未償却残高 \leq 所令第 127 条第 2 項を適用した後の取得価額の 5%相当額

……当該未償却残高を基礎とし、その時から法定耐用年数の 30%に相当する年数により計算することができます。

② 所令第 127 条第 2 項を適用した後の未償却残高 $>$ 所令第 127 条第 2 項を適用した後の取得価額の 5%相当額

その 5%相当額に達するまで……法定耐用年数により計算します。

その 5%相当額に達した後 ……法定耐用年数の 30%に相当する年数により計算することができます。